

住民基本台帳に記載された情報の主な特徴

- 住民個人の同一性を明らかにする基本的な情報であること
- 住民の居住関係を公に証明するものであること
- 市町村が行う各種の行政事務処理に使用されていること
- 市町村が住民基本台帳法に基づき、住民からいわば義務的に収集している情報であること
- 住民票に記載されている情報のうち、住所は、ドメスティック・バイオレンスの被害者やストーカー行為の被害者等にとっては、明らかになると不都合になる場合があること
- 住民票コードについては、告知要求制限や民間利用の禁止が規定されており、制度的に保護された情報であること
- 住民基本台帳については、ほぼ全ての市区町村において電算化されており、基本的には磁気ディスク等により管理されているものであり、ひとたび流出すると回復不能な被害が生じること
- 近年、個人情報保護に対する意識の高まり等を踏まえ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付について、法改正を行い、市町村長が正当と認めた場合に限り、閲覧や交付が認められることとなったこと（偽りその他不正の手段により住民票の写しの交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処することとなったこと）